

令和7年度からの特定教育・保育施設等の移行等に必要の手続等について(令和6年度手続等)募集概要

分類		必要な手続	スケジュール				8月下旬	9月中旬	令和7年3月まで	令和7年4月1日
			提出期限							
			令和6年6月7日(金) (事前協議)	7月5日(金) (書類提出締切り)	7月17日(水) (書類提出締切り)					
			・認可(認定)添付書類※ ・確認申請の添付書類※ <small>※ 事前協議に係るもののみ</small>	・認可(認定)申請書 ・認可(認定)添付書類※ <small>※ 修正、差替え等後の完成書類</small>	・確認申請書 ・確認申請の添付書類※ <small>※ 修正、差替え等後の完成書類</small>					
移行	幼保連携型認定こども園	認可・確認	○	○	○	社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 子ども・子育て支援会議 保育所・幼稚園等部会	認可内定・ 利用定員(案) 決定	施設整備等	認可・ 確認 移行・ 変更	
	幼保連携型以外の認定こども園	認定・確認	○	○	○					
	新制度の幼稚園 (幼稚園(私学助成)のみ)	確認	○ 一部添付書類のみ	—	○					
変更	定員変更(定員増)	変更(認可・ 認定・確認)	○ 一部添付書類のみ	—	○					
	定員変更(定員減)	変更(認可・ 認定・確認)	○ 一部添付書類のみ	—	○					

【注意事項】

- 1 施設類型の変更がなく、定員の増減を行わない場合(保育所 → 保育所(定員変更なし)等)、手続は不要です。
- 2 令和7年度からの移行・変更に伴う施設整備に対する助成はありません。
- 3 令和7年4月1日からの移行・変更に限ります。
- 4 書類提出締切り(修正、差替え等後の完成書類)を過ぎた場合は、受理いたしかねますので注意してください。

申請対象

幼保連携型認定こども園 (移行)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項に規定する基準を満たすほか、次を満たすもの ・社会福祉法人又は学校法人が設置する施設 ・保育所又は幼稚園の認可を受けている施設 ・0歳の定員を9人以上を設定
幼保連携型以外の認定こども園 (移行)	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項に規定する基準を満たすほか、次を満たすもの ・保育所又は幼稚園の認可を受けている施設 ・0歳の定員を9人以上を設定